

# 企 画 競 争 説 明 書

令和 8 年度奄美沖繩世界自然遺産ネイチャー  
ポジティブ推進検討業務

環境省九州地方環境事務所

沖繩奄美自然環境事務所

# 令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務に係る企画書募集要領

## 1 総則

令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

## 2 業務内容

本業務の内容は、別添「令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

## 3 予算額

予算総額は、2,800万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

## 4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「広告・宣伝」又は「調査・研究」又は「その他」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 5 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記による書面を提出すること。

### (1) 提出先

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階  
環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所 総務課 調整係  
TEL：098-836-6400

### (2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（nco-naha@env.go.jp）により提出すること。  
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

### (3) 受付期限

令和8年6月15日（月）17時まで（持参の場合は12時～13時を除く。）

### (4) 質問に対する回答

令和8年6月16日（火）までに、環境省沖縄奄美自然環境事務所ホームページ（<https://kyushu.env.go.jp/okinawa/index.html>）に掲載する。

## 6 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類（別添1）

- ① 企画書（添付資料を含めて綴じ込んだ1式）
- ② 経費内訳書

令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限

① 提出期限

令和8年6月25日（木）16時

② 作成に関する問合せ先

5（1）に同じ

(3) 書面による提出の場合

① 提出部数

ア（1）① 4部

イ（1）② 4部

ウ（1）③ 2部

② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

③ 提出場所

5（1）に同じ

(4) 電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合：nco-naha@env. go. jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：5（1）に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかつた企画書等は、無効とする。

エ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42

号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

## 7 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

## 8 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約候補者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 9 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を必要に応じて、令和8年6月29日(月)に開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して、令和8年6月26日(金)18時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

## 10 審査の実施

- (1) 審査は、「令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務の企画書審査の手順」(別添2)及び「令和8年度奄美沖縄世界自然遺産ネイチャーポジティブ推進検討業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。ただし、企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

## 12 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

分任支出負担行為担当官である環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する(参考の契約書(案)を参照)。

## ◎添付資料

- (別記) 質問書
- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順

- (別添 3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添 4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書 (案)